



修善寺町外3町合併協議会

No.8

平成15年9月1日号

合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)



合併協定書の調印書を持ち寄って立ち会いの県知事とともに（左から土肥町長、修善寺町長、静岡県知事、中伊豆町長、天城湯ヶ島町長）

「伊豆市」に向けて、合併協定調印式を挙行 ～ 4町長が静岡県知事立ち会いのもと

25項目の合併協定書に署名～

平成十五年八月二十日（水）、修善寺町生いきプラザホールにて、四町の合併協定書の調印式が行われ、合併協議会委員、各町議会議員や各町関係代表者が見守るなか、四町長と立会人の静岡県知事、四町議会議長が、合併協定書に署名を行いました。

式典は、午前十時から中伊豆町長の開式の辞で始まり、天城湯ヶ島町長が、合併協定調印式を迎えるまでの経過報告を述べました。

引き続き合併協定書に修善寺町長、土肥町長、天城湯ヶ島町長、中伊豆町長の順で署名が行われ、立会人として静岡県知事、修善寺町議会議長、土肥町議会議長、天城湯ヶ島町議会議長、中伊豆町議会議長の順で署名が行われました。

式辞では、会長の修善寺町長が、これからは「伊豆市」としての自治体の自己決定、自己責任が強く求められる。環境等を考慮し維持しながら、スピーディーな対応ができる体制が重要である。」と新市への課題と合併関係者への感謝を述べました。

その後、石川嘉延静岡県知事と水口俊太郎静岡県議会議長から、新市「伊豆市」への期待を込めた祝辞をいただき、土肥町長の閉式の辞で式典が終了しました。

修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
合併協定調印式



調印書に署名をする土肥町長



立会人署名する4町議会議長

合併協定調印式次第

- | | | | |
|---------|------------|----------|-------|
| 1 開式の辞 | 副会長 | 中伊豆町長 | 海瀬 英治 |
| 2 経過報告 | 副会長 | 天城湯ヶ島町長 | 立岩 博明 |
| 3 調印 | | 4町長 | |
| 4 立会人署名 | 静岡県知事 | 石川 嘉延 様 | |
| | 修善寺町議会議長 | 遠藤 正寿 様 | |
| | 土肥町議会議長 | 勝呂 宗夫 様 | |
| | 天城湯ヶ島町議会議長 | 大川 富也 様 | |
| | 中伊豆町議会議長 | 石和 信一 様 | |
| 5 式辞 | 会長 | 修善寺町長 | 大城 伸彦 |
| 6 来賓祝辞 | 静岡県知事 | 石川 嘉延 様 | |
| | 静岡県議会議長 | 水口 俊太郎 様 | |
| 7 閉式の辞 | 副会長 | 土肥町長 | 鈴木 衛 |



調印終了後、握手する4町長と知事



合併協定書には、4町長の調印と立会人の署名

合併協定書の締結と合併申請手続について

合併協議会において合併の協議が整うと合併協定書を締結することになります。調印は合併関係町の長及び立会人が署名するのが通例のようです。

今後、各町長はこの合併協定書をもとに合併関係議案として、配置分合（合併）や議会の議員の定数・在任に関する特例、農業委員会の委員の任期等に関する特例、財産処分についての案件をそれぞれの町議会に提出し、議決を経て、県に提出する合併の申請手続を行うこととなります。

本日、石川静岡知事、水口県議会議長、石橋県議会議長、小野県議会議長並びに構成4町の町議会議長、合併協議会委員の皆様におかれましては、公務のご多忙のあり、修善寺町外三町合併協議会合併協定調印式にご臨席賜り、誠にありがとうございました。おかげさまで御礼申し上げます。今、石川静岡知事、四町の町議会議長お立会いのもと、合併協定調印を完了いたしました。感無量でございます。先程、合併の経過報告がありました。修善寺町外三町合併協議会が本年一月一日に発足いたしました。一月二十四日に第一回合併協議会を開催し、以来七ヶ月間に渡り合併についてのさまざまな議題に対し、合併協議会委員の皆様には、精力的に、かつ、積極的な議論をいただきました。その結果、二十五の協定項目と十八の各種事務事業につきまして調整方針を確認すると共に、各町ごとに住民説明会、あるいは合併報告会等を実施し、本日の合併協定調印式を迎えることができたのであります。

私たちが四町は来年、すなわち、平成十六年四月一日に新しい自治体「伊豆市」として生まれ変わります。伊豆市の人口は三万八千人、面積は三六四平方キロメートル、現在のところ静岡市、本川根町について県下第三位の広さとなります。また、新市のキャッチフレーズは「人あつたか、まちいきいき、自然つやつや、伊豆市」です。二十一世紀の自治体を取り巻く環境は、独自の地域づくりや行政改革の推進、日常生活圏の拡大や市民ニーズの多様化、高度化が叫ばれるなか、自治体の自己決定、自己責任が強く求められてきております。特に行政基盤の強化を図るため、スリムな組織、スピーディな意思決定、そして、サステイナブル、これは維持できるという意味です。サステイナブルな体制づくりは必要条件と考えています。このような課題に対し、合併を機に前向きに取り組んでいくことが肝要であると存じます。

今回の合併協議のなかで、静岡県への支援は、重点支援地域の指定優秀な県職員の派遣、合併支援室を始めとする県政各部にわたり助言や財政支援等をいただき、感謝申し上げます。今後とも、伊豆市に対し格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、四町の議会議員及び協議会委員の皆様には、この合併に向けまして更なるご協力、ご決断を引き続きお願いする次第でございます。

最後に、四町合併実現にご協力いただきました皆様と、ご理解をいただきました四町の全町民に対し厚く御礼申し上げます。合併協定調印式の式辞といたします。

会長式辞



修善寺町外三町合併協議会
会長 大城 伸彦

「伊豆市」誕生に向けて

調印した合併協定項目一覧

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い
- 23 各種事務事業の取扱い
 - 1 姉妹都市、国際交流事業
 - 2 電算システム事業
 - 3 広報広聴関係事業
 - 4 消防水防防災関係事業
 - 5 交通関係事業
 - 6 自治会・行政連絡機構
 - 7 都市計画関係事業
 - 8 保健衛生事業
 - 9 福祉関係事業
 - 10 環境対策事業
 - 11 農林水産関係事業
 - 12 観光、商工関係事業
 - 13 建設（港湾）関係事業
 - 14 上下水道事業
 - 15 学校教育事業
 - 16 社会教育（生涯学習）事業
 - 17 公社、第三セクター等の扱い
 - 18 その他の事業
- 24 地域審議会の取扱い
- 25 新市建設計画

伊豆市誕生までのスケジュール

年 月		合併の手續等スケジュール
平成15年	8月	20日 合併協定調印式
		26日 各町議会合併議決（臨時議会）
	9月	11日 合併申請書県提出
	10月	県知事による総務大臣との協議（市制要件等審査・同意）
	11月	
平成16年	12月	県議会による議決 県知事による総務大臣への届出
	1月	
	2月	総務大臣による合併の告示（合併の効力の発生）
	3月	首長職務代理者の選任 各町閉庁式
	4月	伊豆市誕生 1日 新市開庁式 伊豆市長選挙（合併期日から50日以内）
5月		

第十八号 合併調印式について
合併調印式の期日、会場、次第内容について、合併協議会委員への出席の依頼とともに、内容について確認、報告しました。

第十九号 合併特例期間における農業委員会の選挙による委員の四町定数割の四町定数割について
合併特例期間における農業委員会の選挙による委員の四町定数割について、修善寺町外三町農業委員会合併研究会において、修善寺町六人、土肥町三人、天城湯ヶ島町五人、中伊豆町六人とすることで決定されたことを報告しました。

第二十号 合併協議会の今後の進め方について
合併調印式後、合併協議会の開

報告事項

第十四回合併協議会

7月30日（水） 修善寺町

第14回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (18) 合併調印式について
 - (19) 合併特例期間における農業委員会の選挙による委員の4町定数割について
 - (20) 合併協議会の今後の進め方について
 - (21) 新市建設計画（合併まちづくり計画）について
- 2 その他
今後の日程確認

合併協議会からお知らせ

平成15年2月から毎月発行してきました合併協議会だよりも第8号となりました。合併協定調印式も無事終了し、合併する町職員ともども伊豆市誕生までの合併準備作業に全力で取り組んでおります。

次号の合併協議会だよりは、10月予定の合併協議会の報告に合わせて発行しますので、10月以降の合併協議会だよりの発行は不定期となります。

ご了承ください。

催予定等について、次の予定日に開催することを報告しました。

- (1) 第15回合併協議会開催予定
平成十五年十月一日（水）
- (2) 第16回合併協議会開催予定
平成十五年十二月三日（水）
- (3) 第17回合併協議会開催予定
平成十六年三月三日（水）

第二十一号 新市建設計画（合併まちづくり計画）について
新市建設計画（合併まちづくり計画）を七月二十四日付けで静岡県知事に提出したことを報告しました。

その他
合併調印式の日時等を再度確認しました。

合併まちづくり計画 下

七月十六日の第十三回合併協議会で新市建設計画「合併まちづくり計画」が静岡県との協議を調べ、策定されました。ここでは新市「伊豆市」の基本方針に基づき策定された新市のまちづくり計画について、前号に引き続き概要を紹介いたします。

第6章 新市の施策(つづき)

1 創造力ある人づくり

【基本方向】

新市の将来には、年齢や男女の区別、障害の有無に関係なく、それぞれの場所で自ら一生懸命に考え、行動し、地域を担っていける人が求められている。そんな創造力ある人が、自らの地域の将来について責任をもってまちづくりに取り組むことが大切である。

このため、誰もが生涯にわたって学ぶ機会を得られるよう学習環境を整備し、地域の歴史や伝統的な祭りや行事、文化財などの保存と継承に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や国際交流の機会を通じて新たな地域文化を創造します。

【施策の方針】

(1) 地域を担う人づくりの推進
新市において地域づくりや活力あるまちづくりを進めるうえで、創造力ある人づくりが重要である。このため、伊豆市未来塾(仮称)を創設し、まちづくりや産業起こしなど地域を担う人づくりを推進

します。

(2) 生涯学習の推進

地域でのふれあいを大切にしなが、市民一人ひとりが生きがいを見つけられる生涯学習の機会を充実させるとともに、生涯学習施設の整備充実や図書館のネットワーク化による学習情報の共有化の推進など、学習ニーズに対応した生涯学習支援のための環境整備に努めます。

また、生涯学習推進の構想の中で、社会教育の果たす役割を明確にしなが、森づくり体験や郷土芸能等の地域に根付いた文化への取組みなど特色のある生涯学習を促進します。

(3) 学校教育の充実

幼児の健全な育成を図るため、幼稚園と保育園の連携を図り教育内容及び保育内容の充実を推進します。

また、環境教育や国際化に対応した語学教育、コンピュータを活用した学習など教育内容の充実を図るとともに、多世代交流やボランティア活動への参加の促進、心の教育や相談機能の充実など学校、地域、家庭の連携を推進します。

施設の整備については、学校規模の適正化を考慮しながら、子どもたちが安心して学習できるよう老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を推進します。

さらに、安全な学校給食を推進するため施設の改善に努めるとともに、地域の食材利用を推進します。

(4) 歴史・文化の保存と継承
歴史的資源の保存と活用に努め、伝統的な祭りや地域固有の芸術文化活動を積極的に振興し、市民の郷土愛の意識を啓発します。

また、総合会館や郷土資料館など活動の拠点となる施設の整備充実を図り、新たな祭りやイベントの開催などを通じて新市にふさわしい新たな文化の醸成と発信に取り組みます。

(5) スポーツ・レクリエーションの推進
運動場や体育館などのスポーツ施設の整備充実を努め、各種スポーツ大会の開催、指導者の育成などを通じて市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

また、恵まれた自然環境を活かしたハイキングコースやキャンプ

場などの整備を推進するとともに、市民が気軽に楽しめる健康スポーツの普及や、施設利用手続きの簡素化など誰もがスポーツに親しめる環境の整備に努めます。

(6) 国際化への対応

海外との文化・スポーツ交流などの推進や情報交流、国際交流ボランティアの育成など、外国人との国際交流の機会を拡大するとともに小学校からの国際理解教育の充実を図り、外国人との多彩な交流を促進します。

また、留学生や研修生の受け入れ態勢を整備し、施設の案内板や刊行物の外国語表記を徹底させることにより外国人と共生する地域社会を実現を目指します。

具体的施策(創造力ある人づくり)

施策	主要事業概要
地域を担う人づくりの推進	伊豆未来塾(仮称)の創設
生涯学習の推進	図書館ネットワーク化事業、図書及び情報機器の整備、生涯学習推進計画の策定、公民館講座の推進
学校教育の充実	小中学校の改修整備、教育内容の充実、幼稚園の整備充実、遠距離通学対策、学校給食施設の整備、ボランティア学習・体験学習の推進
歴史文化の保存と継承	各種文化事業の推進、史跡・文化財の保護、総合会館の維持補修、郷土資料館の整備
スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会の開催、スポーツ施設の改修整備
国際化への対応	国際交流事業の推進、国際理解教育の充実

2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

【基本方向】

誰もがいきいき暮らせるまちをつくるためには、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組む、保健・医療・福祉が連携した支援体制の中で地域の人と共に支えあいつながら暮らしやすい環境をつくるのが大切です。

市制施行に伴い福祉事務所を設置し、保健・医療・福祉の連携した総合的な福祉施策の展開を進め、社会変化に対応した各種サービスの充実に努めます。

【施策の方針】

(1) 健康づくりの推進

母子保健事業、成人・老人保健事業や各種検診の充実、保健・医療の連携による相談体制を充実させます。

また、人々の健康志向が高まるなかで、静岡県が進めるファルマバレー構想と連携し、地域資源である温泉を活用した健康づくりプログラムの策定、軽スポーツの推進など誰もが自主的な健康づくりに取り組めるよう環境を整備するとともに、市民の健康づくりへの意識の高揚を図ります。

(2) 地域福祉の充実

学校教育におけるボランティア学習を充実し地域福祉への理解を高めるとともに、ボランティアやNPOなど地域福祉を支える人材の育成や団体の組織化を推進します。

また、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種団体などの連携

を強化し、介護に対する相談体制の充実にも努めるとともに、拠点となる総合福祉センターを整備し、地域団体と在宅介護支援センターとの連携による総合的な各種サービスを提供する地域ケアシステムの構築に努めます。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が住みなれた家庭や地域で、生きがいをもち自立した生活をおくることのできるよう、社会参加を促進するための相談・情報提供サービスや各種サービスの拡充に努めます。

介護を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者などが安心して日常生活をおくることのできるよう介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、特別養護老人ホームやデイサービスセンター、グループホーム、ケアハウスなど高齢者の生活を支援する施設の整備拡充を図ります。

(4) 障害者福祉の充実

障害のある人が住みなれた地域で、豊かで安心した生活ができるよう、ホームヘルパー・ショートステイ等の在宅支援サービス、生活寮・グループホーム等の住まい、授産施設・デイサービス等の日中活動の場、相談支援体制等とともに、医療費助成や重度の障害のある人向けの更正援護施設の充実に努めます。

(5) 少子化対策

子育て支援の充実
幼稚園との整合性を図りながら、保育施設の適正な配置を図るとともに、延長保育や一時保育などの

保育内容の充実や保育施設の充実に努めます。

また、子育て支援センターを整備し、地域において安心して子どもを育てることができるよう、地域や家庭における子育てを支援します。

さらに、放課後児童クラブの運営や乳幼児医療費扶助、各種手当の充実などを通じ総合的な子育て支援を進めます。

(6) 低所得者福祉の充実

市制の施行に伴い新たに低所得者福祉を実施することとなるため、民生・児童委員と連携し生活保護制度の適正な運用を図り生活支援を行う。また、社会参加と自立化を促進します。

具体的施策（誰もがいきいき暮らせるまちづくり）

施策	主要事業概要
健康づくりの推進	健康づくり推進事業、住民健診事業、温泉利用健康増進事業
地域福祉の充実	社会福祉協議会補助、ボランティア教育の充実、総合福祉センター整備
高齢者福祉の充実	シルバー人材センター補助、在宅介護支援センター事業、デイサービスセンター整備、生活支援ハウス整備
障害者福祉の充実	障害者医療費助成事業、在宅福祉事業
少子化対策、子育て支援の充実	保育所運営事業、保育所施設の改築・補修、子育て支援センターの整備充実、放課後児童クラブ事業

3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

【基本方向】

住むにも訪れるにも心地よい環境のまちをつくるためには、自然環境の保全と活用を進め、資源循環型社会の構築を目指して一人ひとりが環境に負荷の少ない暮らしを心がけるとともに、すべての人々が安全で快適な生活を送れるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要となります。

このため、自然がもつ多面的な機能を理解し、地球環境の大切さを学ぶ機会を提供するとともにごみの減量化やリサイクルの活動の推進を図ります。

また、上下水道を整備し、消防・防災機能の強化、救急体制の充実を図り、ふれあいやゆとりの感じられる環境整備を進めます。

【施策の方針】

(1) 自然環境の保全と活用
新市は豊かな自然に恵まれていますが、天城山系や駿河湾など豊かな自然に親しむための遊歩道整備や森林の多面的機能を保持するための育林や間伐など森林の整備をすすめるとともに河川や海岸・海域の環境保全を図ります。

また、豊かな自然環境を残している里山や海岸の保全、整備に努め、美しい自然景観を維持します。さらに、花いっぱい運動や森づくり体験などの学習の機会を設け、環境学習の推進を図ります。

(2) 環境衛生の充実

ごみ減量の啓発や生ごみ堆肥化の促進により、ごみ減量を推進す

具体的施策（住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり）

施策	主要事業概要
自然環境の保全と活用	竹林整備事業、花づくり推進事業、水源涵養林保全事業、里山整備事業、遊歩道整備事業、森林ボランティア交流推進事業
環境衛生の充実	ごみ処理施設整備事業、し尿処理施設整備事業、農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽助成事業、特定地域生活排水処理事業、斎場建設事業
上下水道の整備	上水道老朽管整備事業、配水池整備事業、上水道統合整備事業、特定環境保全公共下水道整備事業
消防・救急体制の充実、交通安全の推進	消防・防災無線統合事業、消防設備の整備、交通安全施設整備事業、田方南消防署建設事業、土肥支署建設事業
公園・広場の整備、ユニバーサルデザインの推進	公園整備事業、公共施設バリアフリー化事業
住環境の整備	市営住宅の改修、補修、宅地造成事業

るとともに分別収集を徹底させるなど資源リサイクルを進めるほか、監視員制度や条例制定など不法投棄防止対策を実施します。

また、老朽化しているごみ処理施設については恒久的な対策を講じる必要があり、新たな枠組みのなかで、環境に配慮したごみ処理施設を整備します。

このほか、し尿、生活排水対策として集落排水事業等地域に応じた施策を実施するほか、火葬場施設の老朽化や新市への合併に対応するため新たな斎場の建設を行います。

(3) 上下水道の整備
上下水道については、水道施設の統合整備・維持管理を通じて豊かな

な水を確保し、安定供給に努めます。

また、快適な生活環境の確保と河川等公共用水域の水質を保全するため、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。

(4) 消防・救急体制の充実、交通安全の推進

火災や交通事故、自然災害等から市民の生命と財産を守るため、現在二組合体制となっている消防・防災体制を早急に統一します。

また、防災計画を策定し、防災施設、資機材の整備を進めるとともに、地域の自主防災組織などを生かした消防・防災体制を整備します。

また、交通安全教育を徹底し、歩道の整備やガードレール・カーブミラーなどの設置を通じて安全な交通環境の実現を目指します。

(5) 公園・広場の整備、ユニバーサルデザインの推進

地域の中で子どもたちが安心して遊び、地域の人々が憩いの場として利用することのできる公園・広場の整備を進め、市民参加による維持管理体制の確立を図ります。

また、人にやさしいまちづくりを推進するため、歩車道の段差解消、公共施設のバリアフリー化などユニバーサルデザイン思想に基づくまちづくりを進めます。

(6) 住宅の整備

豊かな自然に恵まれ、しっとりとした趣のある街並みは新市の魅力の一つです。歴史的建造物を保存し、景観に配慮した新市にふさわしい住環境を整備することにも、

老朽化した市営住宅の建て替えや地域の特性をいかした市営住宅の整備を進めます。

また、優良宅地の造成等、定住人口の増加対策を推進します。

4 地域の活力をいかしたまちづくり

【基本方向】

地域の活力を高めるためには、まちの魅力を高めていくことが大切である。その質を高めながら内外に向けてアピールし、地場産業を振興しつつ、新たな産業の創出を図ります。

このため、観光交流産業においては、新市に点在する観光資源の連携強化を進めるとともに、グリーン・ツーリズムや健康・癒し等をテーマとした農林水産業や保健・医療との連携による新たな観光地づくりを進めます。また、農林水産業においては、生産・流通基盤の強化を図り、地域資源を活かした特産品の開発・ブランド化を進めます。さらに、商工業においては既存商店街魅力づくりなどの活性化対策や異業種交流を推進します。

【施策の方針】

(1) 観光交流産業の振興

新市を訪れる人のニーズに合わせた魅力づくりを推進し、観光地としてのブランドイメージの向上を図ります。また、観光・歴史・文化資源のネットワーク化を促進し、情報発信するとともに、グリーン・ツーリズム、癒しなどのテーマ性がある地域の魅力を活かした滞在保養型の観光地づくりを進

め、観光交流産業の振興を図ります。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業については、農業用排水路の整備や農林道整備、漁港施設の整備など生産流通基盤の強化を図り、生産の効率化と安定化を図ります。

また、新たな生産・流通・販売戦略の構築によってワサビ、シイタケなどの特産品のブランド力を高め、経営を安定化し、後継者や生産者団体を育成します。

さらに、農林水産業の担い手となる人材の育成や確保のための仕組みづくりを推進していくとともに、観光業との連携を図り市民農園など市民と農林水産業のふれあいの場を整備・拡充します。

この他、農林業の生産安定対策として有害鳥獣対策を推進していきます。

(3) 商工業の振興

バランスある産業構造のまちをつくるため、伊豆地域の東西、南北の交流拠点としての基盤を整備し、工業、流通業の立地促進を図ります。また、新市の魅力ある商業空間を創造していくため、修善寺駅周辺整備など中心市街地の活性化を推進するとともに、商店街振興プランを策定し既存商店街の振興を図ります。

さらに、工業においては、異業種交流を促進し、先端的な技術や知的資源の集約によって新たな分野を生み出し、地域における雇用の確保、人材の育成に努めます。

(4) 新産業の育成

静岡県が推進するファームバレー構想と連携し、豊かな森林や温泉と運動・健康・医療の分野など様々な施設・資源を活用したウエルネス産業を振興を目指します。また、各種起業家支援制度を充実させることによって新市ならではの新たな産業の育成に取り組めます。

具体的施策（地域の活力をいかしたまちづくり）

施策	主要事業概要
観光交流産業の振興	遊歩道整備事業、魅力ある温泉街創出事業、道の駅・海の玄関口整備事業、観光誘客宣伝事業、グリーン・ツーリズム推進事業
農林水産業の振興	農業農村整備事業、農林道整備事業、農業交流促進事業、漁港整備事業、有害鳥獣対策事業、流域公益保全林整備事業、山村振興対策事業、生産団体強化育成事業
商工業の振興	商工会補助事業、商店街振興事業、地場産業の育成強化
新産業の育成	起業家支援制度の創設、ウエルネス産業の育成

5

5 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

【基本方向】

多くの人が集い、賑わいと活力あふれるまちをつくるためには、自然環境との調和を図りながら、魅力あるまちづくりを進め、交流と連携の拠点としての都市基盤の

整備を進めていくことが大切です。このため、広域幹線道路や新市内の拠点を結ぶ連絡道路、生活道路などに、鉄道・バス・船舶など交通体系を充実します。また、防災基盤、情報基盤の整備を進めるとともに、自然環境と調和した美しい都市景観の形成に取り組めます。

【施策の方針】

(1) 交通基盤の整備

幹線道路の整備は伊豆地域の交流拠点を指す新市にとって重要な課題である。このため、伊豆縦貫自動車道天城北道路の早期整備を促進するとともに、国道一三六号、県道伊東・西伊豆線、県道修善寺・天城湯ヶ島線、県道沼津・土肥線、県道中大見・八幡野線などのほか、地域間を結ぶ林道矢熊・筏場線、土肥港の整備を促進し、新市における東西南北の交通基盤の確立を図ります。

また、伊豆縦貫自動車道天城北道路の整備に伴う関連道路の整備や修善寺駅周辺の渋滞解消、身近な生活道路の整備を通じて地域交通の円滑化を図り、住民生活の利便性を向上させます。

さらに、公共交通体系の整備として、鉄道・バス・船舶など公共交通の充実を図ります。特にバス事業については、自主運行バスの運行など高齢化社会に対応した公共交通の確保対策を実施します。

(2) 防災基盤の整備

地震・津波・風水害・土砂災害など自然災害に強いまちをつくる

ため、河川改修や海岸保全、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策、治山等の事業に取り組めます。

(3) 市街地の整備

修善寺駅周辺については電車・バスの結節点として市民の利便性も高いことから、新市にふさわしい都市機能の充実を図るとともに、牧の郷駅周辺の遊休地対策として計画的な住宅・宅地の整備を行います。

また、都市核を中心とした周辺部においても、自然環境など地域の特性を活かした土地利用を推進し、環境共生型や高齢者に配慮した福祉対応型の住宅など、ニーズに対応した計画的な住宅、宅地の供給を進めます。

具体的施策（活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり）

施策	重要事業概要
交通基盤の整備	天城北道路アクセス道路建設事業、基幹道路改良事業、施設連絡道路改良事業、集落間道路改良事業、バス路線維持対策事業
防災基盤の整備	河川改修事業、砂防・地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山事業、地震対策事業、津波対策事業、海岸保全事業
市街地の整備	修善寺駅周辺整備事業、牧の郷駅周辺整備事業
情報通信基盤の整備	地域情報通信網整備事業

具体的施策（地域が主体のまちづくり）

施策	主要事業概要
市民が主体のまちづくりの実現	コミュニティ施設整備事業、地域活動支援事業
効率的、効果的な行財政運営の実現	地域公共ネットワーク事業、公文書資料デジタル化事業、戸籍事務電子化事業、行政評価検討制度の創設

このためには、地域内のコミュニティ活動を推進し、市民参加、協働のまちづくりの仕組みを構築するとともに、開かれた行政の実現と効率的な行財政運営を進めます。

（4）情報通信基盤の整備
インターネットをはじめとした各種情報通信技術の発展に対応し、高速回線の整備など情報通信基盤を整備し、行政、医療、福祉、産業、文化等日常生活や産業分野での情報ネットワークの形成の促進により地域の文化や産業の活性化を誘導します。

6 地域が主体のまちづくり

【基本方向】

新市を発展させるためには、日常生活を支える身近なコミュニティ活動や各種のボランティアやまちづくり、地域づくり等への多様な社会参加を通じた市民の主体的な活動と効率的、効果的な行財政運営に取り組む必要があります。

【施策の方針】
（1）市民が主体のまちづくりの実現（地域運営）

コミュニケーション活動の支援
市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民としての責任が果たせるよう各種の計画づくりや素案策定段階からの市民参加を積極的に進め、市民と行政が協働によるまちづくりの仕組みを構築します。

市民参加の推進
市民一人ひとりが市政に関心を持ち、市民としての責任が果たせるよう各種の計画づくりや素案策定段階からの市民参加を積極的に進め、市民と行政が協働によるまちづくりの仕組みを構築します。

市民活動の支援
福祉や環境、地域づくり、教育などのNPOや団体、ボランティアが活動しやすい仕組みや場を提供し、市民の自立的な活動を支援します。

男女共同参画社会の実現
男女があらゆる場面において対等なパートナーとしてその個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合う社会の実現をめざし、市民の意識啓発に努めます。

（2）効率的、効果的な行財政運営の実現（地域経営）
開かれた行政の実現
情報公開制度の拡充や、広報誌の発行、インターネットを利用し

た行政情報の提供などを積極的に進め、誰もがまちづくりに参加できる開かれた行政の実現を目指します。また、行政情報の提供、公共施設の利用予約、図書情報案内・予約、各種申請・手続、証明書交付・発行など各種システムの構築により地域情報化を推進します。

2 新市における静岡県事業（第7章）

施策	主要事業概要
自然環境の保全と活用	新市における自然環境の保全・活用を支援する。 海岸環境整備事業（土肥町小土肥地区） 生活環境保全林整備事業（天城湯ヶ島町本柿木地区）
農林水産業の振興	農林業振興の基盤となる広域的な農林道の整備を推進し新市における農林業の振興を支援する。 中山間総合整備事業の推進（中伊豆やすらぎ地区、修善寺地区、天城湯ヶ島地区） 一般農道整備事業（中伊豆・修善寺、土肥中央） 林道整備事業（土肥戸田線、達原線、上池線） 土地改良総合整備事業（土肥南部地区）
交通基盤の整備	合併後の新市の交通基盤の骨格となる次の国道や主要県道の整備を推進する。 伊豆縦貫自動車道天城北道路アクセス道路整備 国道136号改良事業 県道伊東・西伊豆線整備 県道修善寺・天城湯ヶ島線整備
防災基盤の整備	急傾斜地対策や治山事業などを実施し、新市における災害防止を支援する。 急傾斜地崩壊対策事業（土肥町馬場地区ほか） 県営治山事業（天城湯ヶ島地区ほか） 津波対策事業（土肥町八木沢地区）

また、施策の実施にあたっては、計画策定での事業効果や必要性の検討など市民参加の検討制度を創設します。効率的な行政運営
行政機関のネットワーク整備や支所の設置など合併に伴う住民サービスへの低下をまねかないための施策を積極的に講ずるとともに、専門職員の育成と適正な配置による市民ニーズへの対応を図ります。

第7章 新市における静岡県事業の推進

1 静岡県の役割

新市は全国有数の観光交流都市となることから、交通網の整備をはじめとする次の取組みを静岡県に要請します。

2 新市における静岡県事業
右記の表のとおり。

この合併まちづくり計画（新市建設計画）は、冊子として皆さまの世帯に配布いたします。

1 歳 入

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方税	4,618	4,521	4,458	4,484	4,515	4,543	4,572	4,600	4,630	4,660
地方譲与税	261	265	269	273	277	281	285	290	294	298
利子割交付金	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
地方消費税交付金	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340
ゴルフ場利用税交付金	166	163	161	160	159	158	157	156	155	154
自動車取得税交付金	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182
地方特例交付金	118	121	124	127	129	131	133	135	137	139
地方交付税	4,783	4,677	4,701	4,547	4,698	4,686	4,726	4,749	4,769	4,788
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金及び負担金	199	199	198	198	198	198	198	198	198	198
使用料及び手数料	831	831	831	832	832	832	832	833	832	833
国庫支出金	1,277	717	863	945	811	867	977	891	852	835
県支出金	1,298	1,398	717	808	743	744	742	713	665	555
財産収入	42	42	42	42	44	43	41	41	41	41
寄付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
繰入金	33	691	1,083	543	562	245	251	291	437	318
繰越金	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411
諸収入	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353
地方債	3,638	3,042	2,423	1,698	1,672	1,689	1,510	1,127	1,027	1,161
合 計	18,594	17,997	17,200	15,987	15,970	15,747	15,754	15,354	15,367	15,310

2 歳 出

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	3,593	3,545	3,480	3,382	3,250	3,146	3,040	2,893	2,770	2,664
扶助費	884	892	899	908	916	931	946	961	976	993
公債費	3,014	2,298	2,174	2,110	2,090	2,000	2,059	1,933	1,952	2,040
物件費	3,152	3,073	2,996	2,921	2,848	2,777	2,565	2,603	2,642	2,682
維持補修費	90	90	91	91	92	95	96	96	97	98
補助費等	1,903	1,855	1,809	1,764	1,719	1,676	1,884	1,909	1,934	1,959
繰出金	1,843	1,809	1,777	1,746	1,716	1,687	1,659	1,633	1,608	1,584
積立金	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578
投資・出資・貸付金	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
普通建設事業費	3,524	3,844	3,383	2,474	2,748	2,844	2,914	2,735	2,797	2,699
合 計	18,594	17,997	17,200	15,987	15,970	15,747	15,754	15,354	15,367	15,310

発行部数：13,600部（協議会HPで閲覧可）
 配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
 印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
 〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
 Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
 E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
 URL : <http://www.izucity.jp>

この会報と新市建設計画は、合併協議会ホームページ（URL：<http://www.izucity.jp>）でご覧いただけます。